

保安管理体制について

(1) 記載方針

設置の工事（金属キャスク搬入前）に係る保安のために講すべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容を規定する。

具体的には、設置の工事（金属キャスク搬入前）段階において必要となる、品質保証（第2章）、施設管理（第7章）、保安教育（第9章）及び記録及び報告（第10章）の業務を実施する組織及び各職位の職務内容を記載する。

第6条（保安に関する組織）

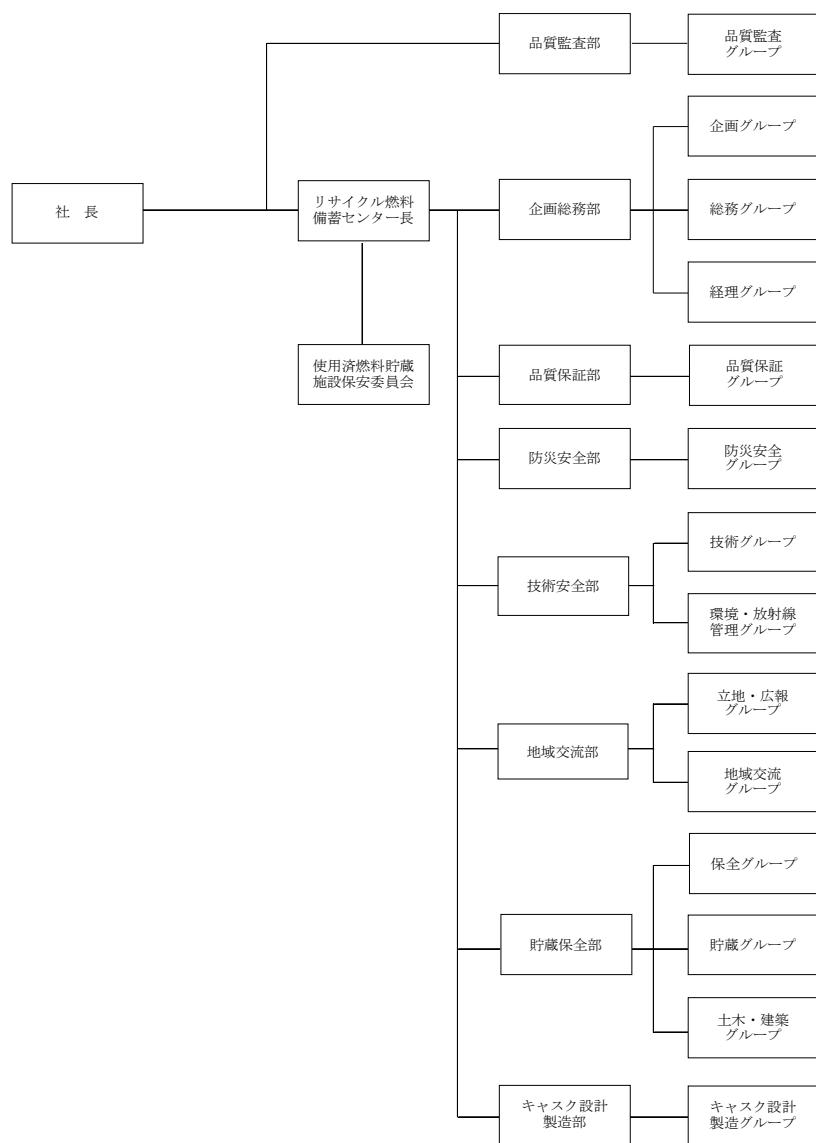


図6 リサイクル燃料備蓄センターの保安に関する組織

(2) 記載の考え方

使用済燃料貯蔵施設の保安規定審査基準において、「使用済燃料貯蔵施設に係る保安のために講すべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。」とされており、設置の工事（金属キャスク搬入前）段階においては、保安規定第6条（保安に関する組織）図6に示す組織及び各職位において、第7条（保安に関する職務）に示す職務を行うことを定め、その責任及び権限を明確にすることで、金属キャスク又はその他の使用済燃料貯蔵施設による災害の防止上支障がないことを担保する。

各職位のうち主なものを以下に示す。

リサイクル燃料備蓄センター長（以下「センター長」という。）は、管理責任者として、企画総務部、品質保証部、防災安全部、技術安全部、地域交流部、貯蔵保全部及びキャスク設計製造部を指導監督し、使用済燃料貯蔵業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（品質監査部を除く。）。

品質保証グループは、品質保証活動（内部監査を除く。）の管理に関する業務を行う。

保全グループは、電気設備、計測制御設備及び機械設備の保守管理に関する業務を行う。

なお、詳細は原子力品質保証規程（一次文書）に規定し、二次文書以下の社内規程類にて各プロセスの実効性のある計画、運用及び管理を定める。

<使用済燃料取扱主任者の扱いについて>

使用済燃料取扱主任者は、以下の理由により、設置の工事（金属キャスク搬入前）段階では選任しないこととし、金属キャスクをリサイクル燃料備蓄センター（以下「センター」という。）に搬入する前までに定める保安規定が認可され、実際に金属キャスクをセンターに搬入する前までに選任する。

- ・使用済燃料貯蔵施設の操作に関し保安の監督を行う必要がないこと。
- ・センター構内に金属キャスクがなく、核燃料物質等による災害の可能性がないこと。

使用済燃料取扱主任者が実施する業務には、保安教育の実施計画及び実施結果の確認等があり、設置の工事（金属キャスク搬入前）段階における設計及び工事の管理主体を対象とした保安教育についてもその確認対象になり得る。

しかしながら、設置の工事（金属キャスク搬入前）段階においては、核燃料物質等による災害の可能性がないことから、センター長がこれを実施する。

<電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者について>

センターにおいては、法令上、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を置いて保安の監督をさせる必要はないことから、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を選任しない。

<保安教育について>

(1) 保安教育の内容

設置の工事（金属キャスク搬入前）段階においては、センター構内に核燃料物質がないため、貯蔵事業規則第37条第1項第五号口に規定する保安教育の内容のうち、(1)及び(2)のみを実施するものとし、(3)～(5)は金属キャスクをセンターに搬入する前までに定める保安規定が認可され、実際に金属キャスクをセンターに搬入する前までに実施する。

【貯蔵事業規則第37条第1項第五号口】

- (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
- (2) 使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること。
- (3) 放射線管理に関すること。
- (4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。
- (5) 非常の場合に講すべき処置に関すること。

(2) 保安教育の対象者

保安教育の対象は、使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者を含み、設置の工事（金属キャスク搬入前）段階においては、設計及び工事の管理主体であるセンター員を対象とする。

一方、協力企業従業員については、設置の工事（金属キャスク搬入前）段階においては、その作業が核燃料物質等又は使用済燃料貯蔵施設による災害の防止上直ちに支障を来すものではないことから対象外とし、金属キャスクをセンターに搬入する前までに定める保安規定が認可され、実際に金属キャスクをセンターに搬入する前までに実施する保安教育から対象とする。

以上